

## 別紙1 令和元年10月利用分以降における児童発達支援等無償化の概要

			無償化区分	
			守口市独自無償化（0歳から2歳まで）	国施策無償化（3歳から5歳まで） （令和元年10月以降利用分について適用される）
対象者の生年月日 ※時期ごとの無償化対象者は右記のとおり	時期 （直近2年度分を例示）	令和元年度（2019年10月～2020年3月）	<b>2016年4月2日以降に生まれた方</b>	<b>2013年4月2日～2016年4月1日</b> ※就学猶予（免除）の対象となった児童についても、年齢にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの間においては、国施策無償化無償化の対象となります。
		令和2年度（2020年4月～2021年3月）	<b>2017年4月2日以降に生まれた方</b> <b>※令和2年度における守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給事業の実施については、現時点では未定です。</b>	<b>2014年4月2日～2017年4月1日</b> ※就学猶予（免除）の対象となった児童についても、年齢にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの間においては、国施策無償化無償化の対象となります。
無償化対象サービス		児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援	令和元年10月以降利用分についても従前（現行）と同様守口市独自無償化対象です。	利用者負担が無償化されていることには変わりありませんが、令和元年10月以降利用分については、守口市独自無償化対象から国施策無償化対象に変わります。これにより、 <b>請求方法等が変わるので、請求対象の利用者が守口市独自無償化か国施策無償化のいずれの区分に該当するのかを生年月日によりご判断いただいた上で、後述の無償化部分請求方法のとおりご請求ください。</b>
		保育所等訪問支援	<b>令和元年10月以降利用分については、守口市独自無償化対象となります。なお、無償化に係る費用の支払い方法については、令和元年10月利用分のみは、受領委任払ではなく償還払のみの対応となりますのでご注意ください。令和元年11月以降利用分につきましては、受領委任払が可能です。</b>	従来（現行）は利用者負担が無償化されていませんでしたが、令和元年10月以降利用分については国施策無償化により、利用者負担が新たに無償化されます。 <b>令和元年10月以降利用分については利用者負担分を利用者から徴収しないようご注意ください。</b>
		特例障害児通所給付費		
		措置による障害児通所支援	守口市独自に無償化する対象はありません。	以下の①あるいは②のいずれかに該当する方については、当該措置児童等にかかる措置費のうち食費・日用品費等の実費負担に相当する額を除き、徴収金を徴収しないこととされます。 ①上記国施策無償化対象生年月日範囲内の者（例：令和元年度においては、生年月日が2013年4月2日～2016年4月1日の者） ②それよりも後に生まれた者（例：令和元年度においては、2016年4月2日以降に生まれた者）のうち市町村民税非課税世帯に該当する者 なお、徴収金基準額を上限とした実費負担分を徴収するかどうかの判断については、従来の徴収金の取扱いと同様、本市が行います。

	無償化区分	
	守口市独自無償化（0歳から2歳まで）	国施策無償化（3歳から5歳まで） （令和元年10月以降利用分について適用される）
無償化対象かどうかの確認方法	<p>受給者証記載の生年月日をご確認いただき、上記守口市独自無償化対象生年月日に該当する方については、保護者の方に対して守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給決定通知書の提示を求めてください。守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給決定通知書中の「給付金の対象」欄記載の期間内において守口市独自無償化対象となります。</p> <p>なお、<u>過去に守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給決定通知書が発行され、受領委任払の委任状を提出した利用者（従来（現行）は守口市独自無償化対象の利用者）であっても、令和元年10月以降においては、国施策無償化対象生年月日に該当する方は「守口市独自無償化対象ではなく国施策無償化対象」に該当しますのでご注意ください。</u></p>	<p><u>受給者証記載の生年月日により国施策無償化対象かどうかを確認してください。</u></p> <p>なお、受給者証の発行タイミング等によっては、<u>国施策無償化対象者であっても受給者証に国無償化対象であることの記載がない、または国施策無償化対象者であっても守口市独自無償化対象である旨の記載がある場合があります</u>ので、受給者証記載の生年月日を必ずご確認ください。また、守口市においては、既に発行済の受給者証について、国無償化対象であることを記載した新たな受給者証での一斉差し替えは実施しませんのでご注意ください。</p>
受給者証等の記載について	別紙 受給者証記載例を確認してください。	別紙 受給者証記載例を確認してください。 なお、受給者証及び決定通知に記載する利用者の負担上限月額については、0円ではなく、所得区分に応じた本来の金額が記載されますが、国施策無償化対象については、利用者負担が無償化されますので、ご注意ください。
無償化部分請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前（現行）における「0～5歳児の守口市独自無償化対象利用者分と同様の方法により請求してください。</li> <li>・<u>守口市独自無償化対象利用者分の請求であるにもかかわらず国施策無償化対象として請求した場合においては、請求ソフト上エラーが発生すると想定されますので、請求後エラーが発生していないかどうかを必ずご確認ください。</u></li> <li>・<u>現在2歳児該当で年度を跨いで支給決定を受けている利用者については、本年度内は守口市独自無償化対象ですが、翌年度は国施策無償化対象に切り替わりますので、請求時には特に注意してください。当該ケースの受給者証については発行タイミング等により、守口市独自無償化対象である旨のみ記載されている場合がありますので、ご注意ください。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求明細書の「利用者負担額②」を0円と設定して、請求してください（多子軽減（第3子以降）と同様）</li> <li>※各請求ソフトの具体的な設定方法については、国保連提供ソフトを使用している場合は国民健康保険中央会 障害者総合支援電子請求ヘルプデスク（電話 0570-059-403）にお問い合わせください。その他のソフトを使用している場合は各ソフト作成会社にお問い合わせください。</li> <li>・<u>国施策無償化対象利用者分の請求であるにもかかわらず、守口市独自無償化対象として請求した場合においては、請求ソフト上エラーが発生すると想定されますので、請求後エラーが発生していないかどうかを必ずご確認ください。</u></li> <li>・<u>国施策無償化対象利用者に係る「障害児通所給付費・入所給付費等明細書（様式第二）」の「利用者負担上限月額①」の欄には、0円ではなく所得区分に応じた金額を記載してください。</u></li> </ul>

	無償化区分	
	守口市独自無償化（0歳から2歳まで）	国施策無償化（3歳から5歳まで） （令和元年10月以降利用分について適用される）
上限額管理	上限額管理が必要となる利用者については従来どおり上限額管理を行っていただきます。（従来の上限額管理の考え方に変更はありません。）	利用者負担が発生しないため、上限額管理を行う必要がありません。また、利用者負担上限額管理加算も対象外となります。 <u>受給者証中に上限額管理対象者である旨が記載されていた場合でも、国施策無償化対象者であれば利用者負担上限額管理加算が対象外となりますのでご注意ください。受給者証の発行タイミング等により、上限額管理加算請求不可の国施策無償化対象利用者の受給者証中に上限額管理対象である旨が印字される場合がありますので、ご注意ください。</u> <u>国施策無償化対象利用者について、上限額管理加算が請求されていることを本市審査にて把握した場合は、本市が事前に事業所様宛に連絡することなく、請求を返戻いたしますのであらかじめご了承ください。</u>
無償化に係る費用の支払い方法	従前（現行）と同様に、原則として受領委任払（特段の事情がある場合は償還払）となりますが、 <u>令和元年10月以降利用分が守口市独自無償化対象となる保育所等訪問支援及び特例障害児通所給付費については、令和元年10月利用分のみは、受領委任払ではなく償還払のみの対応となりますのでご注意ください。なお、保育所等訪問支援及び特例障害児通所給付費について、令和元年11月以降利用分につきましては、受領委任払が可能です。</u>	上記無償化部分請求方法のとおり、利用者負担額については事業者から国民健康保険団体連合会への請求額に上乗せして請求することとなります。
無償化のために必要となる手続	従前（現行）と同様に、サービス自体の支給申請に加えて守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給申請を行っていただく必要があります。ただし、既に守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給申請手続をされている方については、給付金の支給対象期間内において無償化対象となるための別途申請手続は不要です。	サービス自体の支給申請（新規・更新）は従来通り必要であるとの前提のもとで以下となります。 既にサービス自体の支給決定を受けている人は、国施策無償化適用のために新たに手続をしていただく必要はありません。 守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給決定通知書が発行され、現状は守口市独自無償化対象の利用者についても、守口市独自無償化対象から国施策無償化対象に切り替えるための手続は不要であり、当該利用者については令和元年10月以降利用分は国施策無償化対象に切り替わります。 今後、新規にサービス自体の支給申請をする人についても、国施策無償化適用のための手続を行っていただく必要はなく、対象生年月日範囲内であれば、国施策無償化対象となります。

		無償化区分
		守口市独自無償化（0歳から2歳まで）
		国施策無償化（3歳から5歳まで） （令和元年10月以降利用分について適用される）
就学前の障害児通所支援における多子軽減制度について	令和元年10月以降利用分についても従前（現行）と同様です。	多子軽減の制度内容については変更はなく、多子軽減適用世帯に国施策無償化対象児童がいる場合、国施策無償化対象児童も世帯の児童数に数えて算定してください。 多子軽減適用世帯に無償化対象児童がいる場合は、当該児童分の利用者負担額は0として算定することになります。
高額障害児通所給付費等の計算について	令和元年10月以降利用分についても従前（現行）と同様です。	算定基準額は、これまでと同様です。また、利用者負担世帯合算額については、無償化の対象施設に係る利用者負担はゼロとして算定することとなります。  （例）現行：算定基準額 37,200円／利用者負担世帯合算額 60,000円 （利用者負担世帯合算額内訳） ①障害福祉サービスの利用者負担 10,000円 ②障害児入所支援の利用者負担 30,000円（就学児） ③障害児通所支援の利用者負担 20,000円 ①' 高額障害福祉サービス等給付費 3,800円 ②' 高額障害児入所給付費 11,400円 ③' 高額障害児通所給付費 7,600円 ①' $(60,000-37,200) \times 10,000 / (10,000+30,000+20,000) = 3,800$ 円（償還額） ②' $(60,000-37,200) \times 30,000 / (10,000+30,000+20,000) = 11,400$ 円（償還額） ③' $(60,000-37,200) \times 20,000 / (10,000+30,000+20,000) = 7,600$ 円（償還額）  無償化後：算定基準額 37,200円／利用者負担世帯合算額 40,000円 （利用者負担世帯合算額内訳） ①障害福祉サービスの利用者負担 10,000円 ②障害児入所支援の利用者負担 30,000円（就学児） ③障害児通所支援の利用者負担 0円（無償化） ①' 高額障害福祉サービス等給付費 700円 ②' 高額障害児入所給付費 2,100円 ③' 高額障害児通所給付費 0円 ①' $(40,000-37,200) \times 10,000 / (10,000+30,000+0) = 700$ 円（償還額） ②' $(40,000-37,200) \times 30,000 / (10,000+30,000+0) = 2,100$ 円（償還額） ③' $(40,000-37,200) \times 0 / (10,000+30,000+0) = 0$ 円（償還額）